

たまのゆくへ

——國學者考へた死後の世界——

中澤伸弘

—

『古事記』には伊耶那美命が死後黄泉國へ行つたと記す。本居宣長は『古事記傳』にこの黄泉國を註して死者の行く所と説明した。善人も惡人も死ねば皆行く場と言ふのであるが、宣長は具體的に日本人の死後の世界を古典から示事をしなかつた。そして自らの靈も黄泉國へは行かなかつた。

寛政十二年秋九月、宣長は本居（小津）家の菩提寺、樹敬寺の隱居寺である山室の妙樂寺へ行き、その山中の竹叢のある場を自らの墓所と定めた。

山深くつひのすみかをさため來て心にかかる雲もはれにき
末長き千世のすみかと思へばその竹の本をはよしと定めし

これらの歌は永遠の靈の所在を定め得た宣長の安堵感と
わが靈は永遠に山室山に鎮ると言つた宣言ともなつてゐる。
こゝには佛教的な、死後の世界への救濟を願ふと言つた態
度は全く伺へない。また「遺言狀」にも死後の墓參は樹敬
寺の墓ではなく、山室山の方へ案内せよと訓すのであつた。
宣長の靈が死後現世の山室山に永遠に鎮まつたと言ふ事は
後の教へ子達に大きな影響を與へることとなつた。

享和元年、宣長最晩年の上京に途中から加はつた田中紀
文（後の大秀）はこの時門人に加はり教へを受けた。然し
この秋に宣長は逝き大秀は自分の不運をかこつたものの先
師追慕の情は變はる事なく、飛驒の地で年々その追慕の會
を催した。⁽³⁾天保九年秋、六十二歳を迎へた大秀は飛驒高山
郊外の松室岡を訪ひ、そこを自らの靈のすみかと定めたの
であつた。これは全く先師宣長の行動と重るものであり、
その九年後の弘化四年九月にこの地に葬られたのであつた。

「齡六十二に成ける天保九年戊戌九月十日こゝを墓所に定めて松室岡と名づけて」と題する

二

今日よりは我まつむると蔭しめてちよのみどりを友とたのまむ

の大秀の歌はその墓碑の右側に彫られてゐる。「松室」の命名は大秀による事が判るがこれは宣長の「山室」を意識しての事は明らかである。斯様にして大秀の靈は永遠に松室山に鎮つたのであつた。⁽⁴⁾

文政八年六月九日、津和野の岡熊臣は宣長の山室山の墓を訪ひ「檍のたつあら山中も我うしの住家とおもへばかへらまくもをし」と詠んだ。⁽⁵⁾ 宣長の靈の住みかとここを思ふと歸るのも惜しいと言ふのである。また同様に越前の橘曙覽も山室山を訪ひ

宿しめて風にしられぬ花を今も見つゝますらむやまむるの山
山むろに千代の宿しめふる事の道のさかえを見つゝま
すらむ
の二首の歌を詠んだ。⁽⁶⁾ これら山室山の奥墓を訪うた歌に共通するものは、そこが宣長の靈が鎮る場であると言つた認識である。宣長の靈は嘗て自らが記した事と矛盾して、黃泉國へは行かずにこの世の山室山に鎮つたのであつた。

宣長の黃泉觀を更に發展させ圖示したのは宣長の門人である服部中庸であつた。その『三大考』は師の激賞する所となり、『古事記傳』の卷十七に附篇として著録されたのであつたが、宣長の歸幽後のこの『三大考』をめぐる論争は長期間、多くの人々を巻き込み、宗教的な要素をも含んで死後の世界に就て深く考へ考證する原因となつた。『三大考』の三天とは天・地・泉（黃泉）を示し、この成立を説いたのだが、この論争を通して同門であつても統一の見解が得られなかつた事が明らかとなるのであつた。⁽⁷⁾

中庸は黃泉國の成立について重下するものによると言ひ、「根ノ國」「底ノ國」とも言ふ様に地下に存在するものであると説くのである。またそこを司る神は月讀命であり、『古事記』に須佐之男命が根の堅洲國へ行つたと言ふ記事のある事から、月讀命須佐之男命の同一神と判断し、またこの事を踏まへて須佐之男命の御子神である大國主命を幽界主宰の神であると言ふのであつた。これは『三大考』の大きな特色である。『三天考』は言ふ、

大國主神（中略）八十壱手に隠て侍はむとあるは、永く此ノ世を去りて、泉ノ國に隠待て幽事を掌賜ふにて、
是は尋常の人の死ぬると同じさまに（中略）大かた

世ノ中の人の死て泉に往は、屍は此地に留まりて、魂のゆくなれば、此地よりつゞける道はなけれども往々を、現身ながら往還ふことは連きたる道無くては得往還はぬこと也。

中庸は屍はこの地に留まり、魂の行く場所を黄泉と考へたのである。こゝに中庸の幽界に對する考へが明示されてゐるのである。

この中庸の考へを更に發展させたのは平田篤胤である。篤胤は文化九年に『靈の眞柱』を著し（刊行は翌年）幽界の存在を訴へたのである。文政六年の上京時には中庸に會ひ、『三大考』⁽⁹⁾こそ師宣長の考へを繼いだものと言はれその意を堅くした。『靈の眞柱』は篤胤の初期の著述であるが、篤胤の考へをよく表した代表的なものとなつてゐる。さてその中で篤胤は言ふ、

さて顯明事と幽冥事との差別を熟想ふに（中略）死ては、その魂やがて神にて、かの幽靈冥魂などもいふ如く、すでにいはゆる幽冥に歸けるなれば、さてはその冥府を掌り治めす大神は、大國主神に坐せば、彼神に歸命ひ奉り、その御制を承け賜はることなり、

幽界に行つた亡き人の魂はその幽界を掌治する大國主神のもとに赴き、その世界の捷に從ふこととなると言ひ、更に「八十隈手に隠り坐します、大國主神の治する、冥府に

歸命ひまつればなり」と記し、その事を強調するのであつた。篤胤の主張は人の魂は死後幽冥界の大國主神のもとに行くと言ふものであり、それゆゑに死後皆黄泉國へ行くと記した宣長の考へを「委しく考へられざりしゆゑの非説なり」と批判するのである。⁽¹⁰⁾

それではその幽冥界はどこに所在するのであらうか。また亡き靈はどの場所に行くのであらうか。篤胤はそれに就て「常磐にこの國土に居る」即ち永遠に日本の國土に留つてゐるのだと言ふのである。

その冥府と云ふは、此顯國をおきて、別に一處あるにあらず、直ちにこの顯國の内いづこにも有なれども、

幽冥にして現世とは隔たり見えず、その幽冥界は國內のあらゆる所にあるのだが現世とは隔離して見えないと言ふのである。さらにその場は「衣食住」の道も備はつてゐて、現世と全く同じと説くのである。では具體的にその靈は現世の何處に存在するのかと言へば、神々は目には見えないが神社に神が鎮座してゐる事に思ひを致し、それと同じ事を考へればよいと、身近な例を擧げるのである。⁽¹¹⁾

篤胤は死者の靈魂は現世に近いこの場所に居ると言つた。佛教の言ふ遠い西方淨土などではなく、況して地獄などでもない。またそこは現世と何ら變らぬ場であるとも說いた。

謂はゞこれは當時の佛教による死後の世界からの開放を宣言した事ともなる。『靈の眞柱』の根柢には當時の、死後は佛道によつて「佛風のきたなげなる名」（戒名）をつけられ「地獄に行くてふ噓言」を「かたはらいたく」思つてゐた篤胤の考へがあるのである。

思はへず髪も逆だち、こぶしも握られ、いとも惜しくこそ思ふなれ⁽¹²⁾

と言ふ篤胤の思ひは、佛教の呪縛を解かんとする痛烈な批判を有して書かれてゐることを考慮すべきである。この考へはわかり易く多くの讀者を得たことと思はれる。

三

亡き人の靈はこの世に留まると説く篤胤は、その事を更に展開して、尊崇する本居宣長の靈も「黄泉の國には往で坐さず」と述べ、それは山室山に鎮ると言ふのである。

然在らば老翁の御魂の座する處は何處ぞと言ふに、山室山に鎮り坐すなり。

と記し、先述した宣長の墓所撰定の歌二首を擧げ、それを

解説して「此はすべて、神靈はこゝぞ住處と、まだき定めたる處に鎮まり居るものなることを、悟らしし趣なるを、ましてかの山は老翁の世に坐し、ほど、此處ぞ吾が常磐に鎮り坐るべきまうし山と、定め置き給へれば、彼處に坐す

こと、何か疑はむ」と確信をもつて宣長の靈は山室山に鎮つてゐると言ふのである。この思ひは先にも述べた岡熊臣や橋曙覽らの歌の心とも共通するものである。

この篤胤にもそれらの歌の心と共通する歌がある。

なきがらは何處の土になりぬとも魂は翁のもとに往かなむ

自分の亡きあと、死骸は何處の地に朽ち果てても、わが魂は翁॥宣長の鎮る山室山の許に往くのだと言ふ確信の歌である。この歌は篤胤の歌集『氣吹舍集』には見えないが、『靈の眞柱』の文中、自らの死後の靈の行方を述べた所に見える歌である。『靈の眞柱』成稿時に篤胤は三十七歳なので、この思ひは夙くからの考へであつたことがわかる。篤胤は續けて言ふ「此身死りたらむ後に、わが魂の往方は疾く定めおけり」と、それはどこと言ふに山室山であり、そこには亡妻織瀬と共に行くのだと言ふ

直ちに翔りものして、翁の御前に侍ひ居り、世に居るほどはおこたらむ歌のをしへを承け賜り（中略）いや常磐に侍らぬむ

篤胤は永遠に宣長近くに侍り鎮ると言ふのであり、ここには宣長の思ひを斟酌する餘地はない。同様な事を岡熊臣は「うつそみはしばしこあれ五十年の後はまた來て長くつかへむ」と死後宣長のもとに仕へる事を詠んでゐる。（乙

この『靈の眞柱』に記す篤胤の確信は門人にも信じられて來た。のち慶應三年六月に田丸藩士加藤成次(三郎五郎)は、先の篤胤の歌を石に彫り、山室山の宣長墓の傍らに建立する事を思ひ立ち、鐵胤に染筆を依頼して出來た。⁽¹⁴⁾丸石に彫りつけたこの歌碑は篤胤にとつてもまたその門人等にとっても、その靈魂は山室山の宣長の奥墓の傍らに永遠に鎮まつたと認識されてゐた證となるものである。生前に宣長の門人となる機を逸し、その無念を夢中對面圖に描いて本居春庭の讚を乞うた篤胤の、宣長に寄せる思ひは大きなものであつた。明治四年に川口常文や野呂萬次郎によつて宣長奥墓の傍らに宣長の靈を祀る山室山神社が創建され、その後に篤胤の靈が相殿に奉祀されたのも、宣長・篤胤と續く學統の思想と言ふよりも、篤胤の歌を重視し魂の所在と言ふものによつた事ではなからうか。

四

本居宣長は賀茂真淵に學んだが同門の村田春海など死後の世界をどのやうに考へてゐたかを徵するものはない。文化八年二月十三日に年六十六で逝いた春海は錦齋淨仙春海居士と戒名をつけられ、江戸深川誓寺塔中勝法院に佛式によつて葬られた。後に江戸派の祖と言はれる春海は宣長歸

幽後に『たまゆくへ』と言ふ戲文を作つてゐる。宣長と同門でありながら性格を異にし、何かと宣長と相容れなかつた春海ゆゑ、その死後の世界を揶揄した文を綴つてゐる。宣長に對する戲文とは言へ、そこには春海の考へた宣長歿後の世界が垣間見えるので以下に紹介しよう。

話は宣長が死んで「黄泉の大君の宮所」へ行く所から始まる。佛教で言ふ所の地獄ではなく「黄泉」であるのも印象深い。

(宣長は) 神の道にのみこゝろを入れて佛の教をばなめ
くいひくだし 三の寶はありとも思ひたらず ありへ
しむくいいかばかり

と宣長の佛教批判を評するのであつた。その結果宣長は處罰される事になつたが、その折天から天照大神が降臨して宣長を擁護するのである。宣長は「神の道に深くおもひて」「倭魂に上津代の手ぶりを」尊重した立派な人物なので「高天原にいましを住せむ」と述べて、黄泉國から高天原へ連れて行つたのであつた。高天原で天照大神は宣長の事を「いと稀なる功人」と稱揚し、「神の位にあらしめ、萬玉好命⁽¹⁵⁾と稱へつべし」と仰言るのであつた。こゝでは黄泉國を地獄の様に描き、その對に高天原を置いてゐるのである。死後に高天原に住む事が出来る書きぶりである。さてその時に大禍津日神が御前に出て反論を述べたの

である。曰く、宣長は世間の邪惡なことどもの發生を全て私（大禍津日神）の荒びによるものとし、私を「うたてきもの」としたのは冤罪であり許せない。その様な人物を功ある者は認めかねると主張し、遂に天照大神もその事を承知せざるを得なくなり、宣長は「大禍津日神八十禍津日神相ばかりて遠く根の國へ神やらひにやらひ給ひけり」となつたのである。宣長は最終的に「根の國」へ追ひ拂はれたのであつた。死者に鞭打つ様な或る惡意を感じる作品だが、こゝに死後の世界として黄泉・高天原・根の國が描かれてゐる事に注目したい。この三箇所は共に『古事記』の記す他界なのである。

この春海の作品は宣長の門人、またその學統を尊ぶ人々にとつては許し難いものとなり、反論が書かれた。宣長を尊崇するあまりその門人を僭稱したと言ふ齋藤彦麻呂は、春海の話の續編を作り、戯文『うつし身のなやみ』と名づけた。これは宣長を擁護するもので、宣長の靈は「根の國」へ行かず伊勢の神宮の内宮に降つたと言ふものである。宣長が歸幽後、伊勢の内宮、即ち天照大神の御元⁽¹⁷⁾に鎮つたと言ふのも、また一つの靈の行方を示してゐよう。

靈魂の行方を考へる場合、靈祭りの事も無視は出来ない。

五

宣長がその書齋鈴屋に「縣居大人靈位」の軸を下げる眞淵の靈を祀つてゐた事は周知の事である。宣長直門の出雲の千家俊信は宣長の生前に「流れては又清主の君が手にくまむもうれし古き水莖」の歌と共に『古事記傳』執筆に使用された筆を二本贈られたと言ふ。この歌にある清主は俊信のことである。俊信は宣長の歸幽後この筆を祀り自ら邸内に宣長を奉祀する玉鉢社を建てた。先師を神として齋ふのである。宣長の年々の年忌と歌會は本居家では毎年怠らず行なはれて來たが地方門人はまた獨自にその年祭を營み、折々の詠草や祭儀の記録などが残されてゐる。文化四年九月の七回忌には三河吉田で穂積重野を祭主として中山美石等が祭儀を行なひ、文化十四年には遠州社中で鈴木重年が祭主となつて行なはれてゐる。この年は十七回忌に當り大坂の一柳春門も歌會を行つてゐる。⁽¹⁹⁾注目すべき事は歌會と共に宣長を神として祭る儀式が行はれてゐる事である。俊信の玉鉢社も、出雲大社の國造家の連枝と言ふ家柄もあらうが、神として祭るといった心の面も注目すべきであらう。この文化文政期には國學思想も廣く全國に亘つて受容されてゐた時代であった。濱松の地に賀茂眞淵の靈を祀る縣居靈社を建立しようとする、靈社創建の動きは文政四年頃からなされ、様々の曲折を経て天保十年三月にその遷座祭がなされてゐる。この文化文政期には國學思想は一つの爛熟

した時代を迎へてゐたと言つてもよく、先師を神として祀ると言つた考へが一般的に定着していつた時代でもあつた。

また自ら佛教の戒名とは別に、國學者が謚號を定め或は歸幽後に追謚されると言つた獨白の死後の、佛教に把はれない形を實踐していくのである。宣長は自らの謚號を「秋津彦美豆櫻根大人」と遺言状に認めた事は著名である。⁽²⁰⁾ 宣長の場合は佛教的戒名も用意しての事だが、戒名とは別にこれを定める心理をも考へる要はあらう。また斯様な著名な活動をした人物に對して、白川吉田各家より「靈神號」が下されてゐる。平田篤胤に對しては弘化二年に「神靈能眞柱大人」(文久二年に神靈能眞柱靈神となる)の號が贈られた事も、その死後の靈を神として祀ると言つた考へによるものである。

六

篤胤の示した死後の世界の考察を更に深めたのは岡熊臣の『千代の住處』と六人部是香の『產須那社古傳抄』であつた。『三大考』以降多くの著述が世に出たが、そのうちこの二點を擧げておく。

『千代の住處』は上巻の自記によると文政元年に成つてゐた事が判る。その後附録をつけるなどして世に出たのが天保四年。書名は先に擧げた宣長の山室山墓所撰定の歌に

よる。内容は『靈の眞柱』を敷衍した形のもので、幽冥界の存在を説き、人の魂は死後墓所に鎮り、君父子孫を守ると主張するのである。下巻附録は上巻に對する質疑問答の形で記されてゐるが、篤胤が佛教を批判した態度とは違ひ、その寛容性が現れてゐる。即ち死後の追善供養に就て「當時世俗の習風」「生前の心習」「世の習」と肯定した上で「佛壇は我家にあるところの幽宮にて幽魂の此處に留り坐す所」と言ひ、僧法師を頼んでの追善供養も構はないと述べるのである。これなどは世俗に判り易い僻へであつたと思はれる。熊臣はともかく死後の靈は「大國主神のしろしめす幽府の境に入り、幽府の御制定のままに永く仕奉る」もので、そこから子孫を守ると説くのであつた。

またこの論を進めて産土神社への信仰を重ねて説いたのは山城向日神社の祠官六人部是香の『產須那社古傳抄』である。是香は篤胤の門人で顯幽界に關心があつたと見え『顯幽順考論』なども記してゐる。是香は產土神は地域を守る神であり、その產子も死んだ後には「產須那社に伺候」してその命に從ふものとした。またその靈は毎年十月に產土神と共に出雲大社に行き出雲の「本府の政令」に従ふと説くのであつた。これなどは神無月に全國の產土神が出雲に集ると言つた民間信仰をうまく取り入れた考へであつた。何れにしろ自分の產土神社を尊崇する事は自分の祖靈神を

も拝む事となるとは身近な事である。亡き靈は產土の神に鎮るので供へ物をする事はその靈にも及ぶとは判り易く、產土神への信仰を昂める事となつた。幕末以降明治初年に產土神社の境内に祖靈社を創祀した所は、この教への影響もあらうかと思はれる。明治五年には定めたばかりの氏子札を歿後に產土の祖靈社に祀れと言つた書物が刊行されてゐる。⁽²²⁾

七

篤胤の『靈の眞柱』はかなり刷り立てられた様であるが、必ずしも肯定された譯ではない。國學者の批判小説『しりうごと』⁽²³⁾のその第一話は「聖德太子平田篤胤を罵る」であり、天から降つた聖德太子が先づ論ふのは『靈の眞柱』であつた。太子は言ふ

先年汝が書きたる『靈の眞柱』といふ書は、ある人の歌に「だまされて驚く人の愚かさよから鐵砲の玉の眞柱」と詠みしごとく窮理をそしりながら窮理の篇中に入りて、臆度をもつて人を誑惑したる書

であると批判するのである。空鐵砲は中味のないもので、その縁語・玉に繋る。同様に『靈の眞柱』も無意味なものなのに大騒ぎをしてゐると批判するのである。成程、幽冥界の存在など全くないと一蹴すれば、『靈の眞柱』の論は

成立しないのである。この流行に棹さす様な批判は、また必ずしも篤胤の考へが受け入れられてゐなかつた事を示してゐる。

下總の鈴木雅之は『權賢木』に大名持神（大國主神）の幽冥界主宰を否定するのである。幽事の元を究めれば魂のしわざであり、すべて天神が司るものである。それゆゑに

世間の幽事ことぐく皆大名持神の掌こと、するは、⁽²⁴⁾

いまだくはしからざる誤ぞかし

幽顯をわけて分掌すると言ふ考へが誤りであり、幽も顯も天神が掌るものだと言ふのである。鈴木雅之の學統は山魚貫、伊能頴則などの下總の國學者であり、直に平田の學統を受けてゐた譯ではなく獨自の考へである。⁽²⁵⁾

また敷田年治も幽冥界を大國主神が主宰するといふ考へを批判してゐる。年治の學統は渡邊綱章と言ひ、また江戸の和學講談所にも出仕してゐた経歴がある。平田派とは一線を画してゐたと言へる。年治は明治元年に神葬祭、殊に古例に則したものを世に弘めるべく『古葬徵』を著した。神葬祭普及の爲の書の初期のものが刊行は明治二十年となつた。また同十一年には死後の靈の行方を記した『他萬能由久問』⁽²⁶⁾を著した。（刊行は同十三年）この二著は年治の葬禮と靈魂觀をよく示したものである。

この『他萬能由久問』には年治の考へがよく表はれてゐ

るので以下に紹介しておく。人は生れ出る前に魂を賜り、死して神になると説く。體は魂を宿しおくる器であり、靈魂は風月のあはれを樂しみ萬代不朽で天地と共にあり、これは天神の神さぬを分け授けられたものと言ふ。以下年治の靈魂論が展開する。即ち

一、魂はうかれ出るものなので鎮魂祭が必要

二、魂は抜け出る。縊死者のぬけ出た魂を見た事がある

が蒟蒻玉の様であつた。

三、魂には和魂と荒魂がある。和魂は天津神の日若宮に昇り、產靈の神に報告したのち產土神の所に鎮り、荒魂は墓地に居る

といふ事となる。この考へには幽界などではなく、そこを主宰する大國主神の存在もない。また黄泉國への言及もないのである。「死て黄泉國に往くと云ふ事を、本居氏はじめて說出て」と切り出し、「平田氏が著せる古史傳廿三に（中略）幽世ぞ吾人の本ツ世」と論じた事を批判し、「靈の真柱」に言ふ事を「かゝる妄説、平田流等の妄説に惑はされず、皇國固有の神傳を仰ぎ、本末を思ひ誤らざること神ン習ふ神のみ民にはありけれ」と、妄説と言ふ語をも用ひての批判は厳しいものがある。更に「追次」の考には、

凡ソ我古傳において幽冥界と云フ事決テなし、かゝる妄説の糸口を引出したるハ上にも云へる如く、平田篤

胤にて、此ノ顯世の大御世を仮ノ世と云ヒ穢せるハ天地に入レがたき重罪ならずや

と再び妄説と論じ、重罪とまで斷じる點、年治の平田派への嫌悪感がうかがへる。年治は現世を生きる事の重要性を説きそれゆゑに佛教とも似た安心の爲の他界（幽冥界）の所在を否定したのである。年治にとつて神ながらの道とは現世を祈るものであつた。それゆゑ卷末に「然レバ幽冥の妄説ハ神道を滅せむとする陽惡にて天地神に對ヘ、其罪去がたき大イなる恥なるをヤ」と記すのであつた。神道といふものを思へば『靈の真柱』以來弘く宣傳された幽冥界大國主神主宰とする考へは、神道を滅ぼす程の去り難き罪であると言ふのである。この考への相違の渠は埋め難きものであつたのである。

八

徳川時代中期以降の「國學」の發展は、古典に記す事のなかつた死後の世界を幽冥界として考へた。それは實に宗教的因素を含んだものであつたが或點實證できるものではなかつた。そこに説得としては行き止まりが見えた。だがこれを荒唐無稽として今日退け得られるものであらうか。神社界で今日「死」を表はす「歸幽」の語は、この幽界の考へがあるから成り立つものである。そしてこの語は「大

漢和辭典にも見出せない特異な語なのである。

註

(1)

また『玉勝間』にも「皇國の神代の神のつたへ説に、夜見國にまかるといへることいと／＼たふとけれ」とある。

(2)

「九月十七日山室行ノ時の歌」と題する十首中の歌、他に「つひのわがすみかと思へばうちつけたにみ山の木々もなつかしきかな／山むろの山に墓をさためたるころよめの今よりははかなき身とはなげかじよ千世のすみかをもとめえつれは／初霜のおくつきの名の長くこそ世にはも有へめわか玉の緒は」とある。『本居宣長全集』以下『全集』一「十卷二三七頁」。

(3)

松室會編『田中大秀』なほ以下の記事も本書による。

(4)

門人である山崎弘泰はこの事を「いまよりは千代のあるじと松枝のあせぬ翠の色にあへませ／＼あらば植はそふとも我大人のしめいます木立きりなあらしそ」と詠んだこの二首は大秀の墓碑の左側に彫られている。

(5)

『乙酉紀行』所收歌『岡熊臣集』下巻 この折他に六首の追慕歌を詠んでゐる。

(6)

橋曙覽は文久元年九月伊勢參宮と併せて山室山を訪うた。その紀行を『さかきのかをり』と言ふ『橋曙覽全集』所收。『神道大系』復古神道篇 小笠原春夫執筆解説の論争の表を参照。

(8)

『三大考』に「彼の一つ物の中より、重降る物も有りて、黄泉とは成れるなるべし、其は根ノ國底ノ國とも云て、地下に在れば也、故レ今其趣キを以て圖に著せり」とある。

(9)

『毀譽相半書』(平田鐵胤編)はこの時の上京をめぐる毀譽をまとめたものである。

(10)

また『靈の眞柱』に於いて「夜見ノ國へ神の御魂の往き坐せる事の實は斷て例なきこと」と言ひ、靈魂は幽冥界に行くのであつて決して夜見(黄泉)國へ行くのではなと言ふ。

(11)

『靈の眞柱』に「そは黄泉へ往かずは、何處に安在まりてしかると云ふに、社また祠などを建て祭りたるは、其處に鎮まり坐れども然在ぬは、其墓の上に鎮り居り、これはた天地と共に窮り盡くる期なきこと、神々の常磐にその社々に坐しますとおなじきなり」とあり、社や祠、または墓の近くに永遠に存在すると説くのである。

以上『靈の眞柱』による。

引用は註(12)に同じ。以下の引用もそれによる。

(12)

現存 池山聰助『山室山の平田篤胤歌碑に關する資料』『神道古曲の研究』所收参考。

(13)

野呂萬次郎の發意と言ひ、異論もあつたと言ふ。また『氣吹舎大人奉悼長謡』(短歌) (羽田野敬雄直筆架藏)に篤胤の死を「この世さかりて目に見えぬ神のみかどにかへりごとまをしたまひし」と詠んでゐる。

(14)

彈琴平編『柔子草』所收(架藏) また刈谷市立図書館村上文庫蔵。

(15)

『うつし身のなやみ』も註(16)に所收、なほこの話の中で門下の和泉真國が黄泉國の月讀命の下で書讀命と稱してゐたといふ條がある。これなどは『三大考』の影響があると思はれる。真國は『令義解』の解釋をめぐらして春海と對立したと言ひ、ここでも春海を「黄泉路には

やくむかへ」ようと言つてゐる。

(18) 肥後の長瀬眞幸（宣長門）の大平宛享和三年閏正月廿三日附書簡。

(19) 以上は出丸恆男『宣長の没後』による。なほ文化十四年度の記録は架藏の冊子綴による。

(20) 例へば本居宣長の「國足八十言靈大人」、同内遠の「彌足功績道根大人」などがある。この謚號は歿後に後嗣が贈つたものであるが、戒名とはまた別の考へが働いてゐた事は當然である。ほかにも國學者と呼ばれる人達には謚號は必要のものとなつた。その點を考へると謚號には當然神葬祭に繋る要素がある。權田直助が『謚號考』を書いてその普及を圖つたのも明治初年の事であつた。

(21) 『玉櫻』卷十所收「大麿君御一代畧記」によるとこの時白川家より「一世ノ學業ヲ稱美シ玉ヒ」贈られたとある。これは白川家に限らず、たとへば天明三年には吉田家より高山正之（彦九郎）に「伊賀靈神」が贈られ、歌人の香川景樹には「桂園靈神」の號が贈られてゐる。（桂園一枝拾遺序文）。

(22) 「(前略) 氏神の社に初參の際必ず守札（別氏子札）を申受け、終身これを肌に着け御守護を戴き奉り、天壽を竟へて此世を罷る後の遺骸は、神葬にまれ佛葬にまれ（中略）氏神の社の域内に既に祖靈社の設置ある所は、五十日祭の後、必ず守札を其祖靈社に祔祀を願ひ出づべく、尚己が父母及祖先代々の靈をも祖靈社に祔祀を願ひ度き輩は其神職に委頼して御靈代を造り祔祀祭を執行し……」『產須那社古傳抄略』（須賀廻舍校合 八坂神社日供講藏版）架藏。本書は是香の著書と同じ内容であるがここにある

氏子札の事は一つの特色である。

(23) 『しりうごと』小言舎主人著『日本隨筆大成』三期所收、

批判は故人が當時の著名人を駁する形で進められる。平

田門人の作と言ふが如何。

(24) 渡邊綱章を師とするのは『和學者總覽』による。『國學者傳記集成』續編は帆足萬里に師事數年と記す。綱章の傳は未詳。『敷田年治翁傳』によると江戸で幕臣蜂屋光

世に仕へたと言ふ。光世の周囲には和學講談所に關する人がゐたので、それによる間柄も考へられる。その一方で

(25)

伊藤至郎著『鈴木雅之研究』に詳しい。篤胤の教へは早くにこの地に入つてゐたが。

(26) 渡邊綱章を師とするのは『和學者總覽』による。『國學者傳記集成』續編は帆足萬里に師事數年と記す。綱章の傳は未詳。『敷田年治翁傳』によると江戸で幕臣蜂屋光世に仕へたと言ふ。光世の周囲には和學講談所に關する人がゐたので、それによる間柄も考へられる。その一方で年治の集『百園雜纂』には篤胤を讃へる長歌がある。或は鈴木重胤の暗殺による何かが影を落としてゐたかもしない。

(27) 以下引用は架藏本。

(東京都立足立高等学校教諭)